

第12回 道路資産評価・会計基準検討会

開催日：平成17年2月21日(月)

場所：国土交通省4階特別会議室

【山本課長補佐】 おはようございます。定刻になりました。ただいまから、第12回道路資産評価・会計基準検討会を始めさせていただきます。委員におかれましては、お忙しい中、ご出席を賜りまして、まことにありがとうございます。

それでは、早速でございますが、本日の資料の確認をさせていただきたいと思えます。まず委員名簿、本日の配席図。それから、今回の配付資料ということでございます。

まず資料1といたしまして、「道路資産評価・会計基準検討会の検討報告の構成について」ということでございます。それから、資料2「資産評価の検討課題」ということで、資料2-1といたしまして、「SA/PAの土地と建物の評価」、資料2-2といたしまして、「消費税等の扱い」、資料2-3といたしまして、「固定資産勘定科目について」ということでございます。

それから、参考資料1ということで、「WG議事メモ」ということで、2月4日の合同WGの議事メモということでございます。

資料等につきまして、漏れ等はございませんでしょうか。よろしゅうございますでしょうか。

なお、申しわけございませんが、都市・地域整備局の牛島総務課長でございますが、所用のため、若干おくれるということでございますので、済み次第駆けつけることになっておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、これ以降の議事の運営につきましては、黒川委員長をお願いいたしたいと存じますので、委員長、どうぞよろしく願いいたします。

【黒川委員長】 はい、承知いたしました。本検討会においては、昨年1月より審議してまいりましたが、今回及び次回の検討会において、最終的な報告を取りまとめたいと思えます。

それでは、早々ですが、資料の順に、事務局より説明をお願いいたします。

まずは、「道路資産評価・会計基準検討会の検討報告の構成について」、お願いいたします。

【石原企画専門官】 それでは、資料1に基づきまして説明をさせていただきたいと思

います。

道路資産評価・会計基準検討会、本検討会におきまして、今、委員長のほうからもお話をさせていただきましたように、昨年1月よりご審議いただいております。その結果としまして、大きなものは昨年の8月に道路資産評価の方針と、高速道路事業の会計基準に関する骨子を取りまとめていただきました。その後、この骨子に基づきまして、9月にはパブリックコメントをさせていただきました。そして、意見と回答につきましても、この検討会でご検討いただいて、公表させていただいております。

その後、検討会では、幾つかのテーマにつきましてご議論させていただきました。それをこの骨子の中に盛り込んで、あわせて取りまとめるということも一案としてはあったわけですが、これまでの検討の過程というものもございましたので、改めてその他の重要な方針ということで取りまとめるのが適切かと思ひまして、このような構成になっております。

したがって、資料1でございますが、Ⅰ番で骨子について、これは8月のものを既に取りまとめでいただいておりますので、そのままということを考えております。Ⅱ番目が、パブリックコメントの意見と回答ということで、これも既に公表したものがございますので、そのままということでございます。Ⅲ番目に、その後に検討したものとして、一つは道路資産、これは償却資産の引き継ぎ方法ですが、本日、取りまとめが間に合っておりませんので、恐縮ですが、ペンディングとさせていただきます。次回でお願いしたいと思ひます。それから、サービスエリア／パーキングエリアの土地と建物の評価につきましては、本日ご審議いただきたいと思ひております。それから、消費税等の取り扱い、この2点については、本日ご審議いただいて、重要な方針として取りまとめたいと思ひております。

次回でございますけれども、もう一つのテーマでございます会計基準に関するその他の重要な方針ということでございまして、その後にご議論いただいておりますテーマにつきまして、取りまとめたいと考えております。その中で、一つは固定資産の勘定科目につきましては本日ご議論いただいて、取りまとめは次回ということで、本検討会の報告としましては、こういう構成で今年度中に取りまとめをお願いしたいと思ひておりますので、よろしくお願ひいたします。

【黒川委員長】 石原さん、ありがとうございます。

ただいまのご説明に対しまして、各委員、何かご意見等ございますでしょうか。

ⅠとⅡは既に報告させていただいたわけでございます。ⅢとⅣがこれからということで

すが、あと1カ月ぐらいの間にこの辺を取りまとめて、大体3月末までにという予定ですか。

【石原企画専門官】 はい。

【黒川委員長】 ということでございます。我々としては、皆様の前で検討会を開く、それから、ホームページでもこの審議過程を含めて情報を出してまいりましたけれども、それらを要約した形でまとめるという理解しております。

それから、なるべく理由等もコンパクトにきちんと書きたいと思っておりますけれども、その審議過程につきましては、検討会での議事録等を参照していただいて、我々が中立で公正にやっていたということを皆様方にご理解いただきたい。そのような姿勢を最後まで貫きたいと思っています。

それでは、このような方針ということで、各委員、よろしゅうございますでしょうか。ありがとうございました。

続きまして、資産評価の検討課題について、一括してご説明をお願いいたします。山下さんのほうからですね。よろしくをお願いいたします。

【新日本監査法人(山下)】 それでは、続きまして、資料2-1「SA/PAの土地と建物の評価」、資料2-2「消費税等の扱い」について、私のほうからご説明させていただきます。

資料2-1「SA/PAの土地と建物の評価」でございます。道路休憩施設、すなわちSA/PAでございますが、土地が公団、建物が関係財団の所有となっているため、一体として評価した評価額を土地と建物に按分して、公団に帰属する土地価格を求める必要がございます。その際の配賦方法については、土地と建物の価格比をもって全体評価額を按分することとします。按分率は、積算価格の査定に当たって、個別に求めた土地価格と建物価格の比率といたします。

考え方といたしましては、土地と建物は、民法その他の法律上、それぞれ別個の不動産として規定されておりますが、機能的にはこの両者が結合した状態を所与として、土地・建物一体の価格が形成されています。このような場合に、一体の価格をあえて土地・建物に按分する場合には、その構成要素であるそれぞれの価格比による方法が一般的です。

したがって、道路休憩施設(SA/PA)におきましては、関係財団の建物評価との整合性を勘案し、一体の評価額を積算価格査定に当たって、個別に求めた土地価格と建物価格の比率で按分することといたします。

1枚おめくりいただきまして、関係の説明でございますけれども、土地・建物への按分については、民営化時点に向けた評価といたしまして、道路区域外となり、かつJH・財団とも同一会社となることを前提に、「土地・建物一体」で評価を行います。

土地・建物の按分につきましては、開始BSに計上する資産額はJHの資産である土地のみであるため、土地・建物の内訳価格が必要となります。土地・建物の按分方法につきましては、おおむね以下の2種類がございますが、会計・税務の実務上はいずれの方法も認められております。aといたしまして、土地・建物それぞれの価格比で按分する方法、bといたしまして、全体価格から建物価格を控除して土地価格を求める方法。価格につきましては、鑑定評価額・固定資産税評価額・簿価などがございます。

財団と建物の鑑定評価との関連について触れておきますと、一方、財団の建物は民営化後遅滞なく新会社に譲渡されるため、事後設立などの商法の適用を受ける場合には、正式な鑑定評価が必要となります。その場合は、建物自体の評価となりますが、当該価格は、土地・建物一体の評価額の内訳価格としての建物、すなわち一体の評価額×建物積算価格比率となりますので、今期末の按分方法を上記bの建物価格を控除する方法を採用すると、財団建物の鑑定評価との考え方が異なりまして、結果として資産額も異なることとなります。

SA・PAの土地と建物の評価については、以上でございます。

続きまして、右上資料2-2でございます。消費税等の取り扱いでございます。

開始貸借対照表における消費税等の取り扱いは、会社、機構ともに民営化後の取り扱いと同じといたします。なお、民営化後の消費税等の取り扱いは、税抜き方式といたします。

考え方でございますが、民営化後における消費税等の取り扱いは、納税義務者である会社においては、他の民間企業と同様、税抜き方式を採用することとします。また、多くの独立行政法人で税込み方式が採用されておりますが、機構の収入の大宗を占める貸付料収入に係る消費税等の金額を把握することは容易であること、また、貸付料には消費税等が課税されるため、機構は消費税等の最終負担者とはならないことなどから、税抜き方式を採用することといたしました。

1枚おめくりいただきまして、若干ダブりますがご説明となっております。消費税等の取り扱いでございます。開始貸借対照表における消費税等の取り扱いは、会社、機構ともに税抜き処理といたします。採用理由といたしましては、民営化後における消費税等の扱いとの整合性を考慮すると、税抜き方式が望ましいと。道路資産を再調達原価で評価する

に際して、消費税は考慮していないという、この2点を考慮した結果でございます。なお、消費税等とは、消費税及び地方消費税を指しております。

そこで、民営化後における消費税等の取り扱いにつきまして、まだこちらで議論しておりませんので、あわせてということになります。処理方法といたしましては、会社、機構ともに税抜き処理といたします。採用理由といたしましては、納税義務者である会社においては、税抜き方式を採用することが適当であると。

この点につきましては、1枚おめくりいただきまして、3ページでございます。「日本公認会計士協会委員会報告 消費税の会計処理について（中間報告）」でございます。一般の企業におきましては、この報告に基づきまして税抜き処理を行うことが通常でございます。一応読ませていただきますと、「消費税は、付加価値に課税するものであり、原則として、資産の譲渡等の都度その対価の額につき課税を行うこととし、その前段階に課された税額を控除又は還付して調整することとされている。このような仕入れ等に係る消費税（以下「仕入税」という。）は、一種の仮払金ないし売上等に係る消費税（以下「販売税」という。）から控除される一種の通過支出であり、各段階の納税義務者である企業においては、消費税の会計処理が損益計算に影響を及ぼさない方式（税抜方式）を採用することが適当である。

ただし、非課税取引が主要な部分を占める企業等当該企業が消費税の負担者となると認められる場合、簡易課税制度を採用した場合、その他企業の業種業態等から判断して合理性がある場合には、それに対応する会計処理方式（税込方式）を採用することができる」となっております。

こうした考え方にに基づきまして、税抜き方式を採用してはどうかということでございます。

続きまして、機構におきましては、独立行政法人においては、以下のような理由から税込み方式をとる法人が多い。（i）といたしまして、予算に基づき法人運営を行うため、予算との整合性を考慮すると、税込み方式がなじみやすい。（ii）といたしまして、独立行政法人においては、消費税等の対象外及び非課税取引が主要な部分を占めるため、消費税等の最終負担者となる法人が多いと。

しかし、（i）については、機構においては、当然予算はあるものの、収入の大宗を占める貸付料収入は、税抜きの金額を把握することは容易であるなど、税込み方式にこだわる必要はないこと。また、（ii）についてですが、貸付料収入に消費税などが課税されること

から、消費税等の最終負担者とはならないこと。

以上を考慮いたしまして、表にございますが、開始貸借対照表における消費税等の扱いは、会社、機構ともに民営化後の取り扱いと同じといたします。なお、民営化後の消費税等の扱いは、税抜き方式としますということではいかがでしょうかということでございます。

なお、1枚おめくりいただきまして、4ページでございます。参考ということでございますが、開始B/Sにおける機構・会社の資産承継の扱いでございます。これは開始時における財産の承継が、課税取引となるかどうかという点でございますが、機構・会社とも財産の承継が課税取引とはならないということでございます。

これは、採用理由といたしまして、財産の承継が、消費税法施行令2条1項2号括弧書きに該当し、資産の譲渡等の範囲に含まれないためということでございます。これは、こちらでご議論するというよりは、法令に該当するかどうかという点でございますので、参考としてご報告させていただく次第でございます。

以上、消費税等の取り扱いについてご説明申し上げます。

【黒川委員長】 ありがとうございました。

【石原企画専門官】 それでは、資料2-3「固定資産勘定科目について」、説明させていただきます。

審議理由といたしましては、高速道路事業に係る資産区分は、民営化後には事業主体が6会社と1独立法人に及ぶということですので、統一した区分の名称、内容ということとする必要があるというところから、ご審議いただきたいと考えております。

基本的な考え方ですが、道路関係四公団から提出された固定資産の明細表をベースとしまして、他の事業会計規則、特に資産の類似性のある鉄道事業会計規則を参考としまして検討いたしました。その結果、資産区分を「款・項・目・節」の4区分として、「款・項」につきましては、開始貸借対照表の表示項目としております。

個々にでございますが、機構につきましては、まず「款」は、一般的な企業会計に準じまして、「有形固定資産」、「減価償却累計額」、「無形固定資産」に区分しております。

「項」につきましても、一般的な企業会計に準じまして、「有形固定資産」におきましては、「建物」、「構築物」、「機械装置」、「車両運搬具」、「工具器具備品」、「土地」、「建設仮勘定」に区分しております。「無形固定資産」につきましては、「借地権」、「その他」に区分しております。

「目」は、用途別の分類を基本とし、まして、「節」は「目」の分類では大きくくりという場合におきまして、その詳細な資産区分を行うということでございます。事例につきましては、後ほど説明させていただきたいと思っております。

それから、鉄道施設につきましては、鉄道事業会計規則に準じたものとしております。

続きまして、会社でございますが、まず「款」につきましては、「(高速道路事業固定資産)」、それからそのほかの事業がございますので、「(何々事業固定資産)」、「事業共用固定資産」と、この3つに大きく分ける、その中で、一般的な企業会計に準じまして、「有形固定資産」、「減価償却累計額」、「無形固定資産」に分けております。

「項」は、機構と一緒にございます。「有形固定資産」を「建物」、「構築物」、「機械装置」、「車両運搬具」、「工具器具備品」、「土地」、「建設仮勘定」に区分しております。「無形固定資産」につきましては、必要に応じて区分するというので、これも後ほど見ていただきたいと思いますと思っております。

「目」も同じ考えですが、用途別の分類を基本として、「節」は「目」の分類では大きくくりとなる場合において、その詳細な資産区分を行うということにしております。

4ページから、事例につきまして説明させていただきたいと思っております。

まず、道路資産の大宗を引き継ぐこととなります機構でございますけれども、機構の中では、まず「款」が有形固定資産、「項」が建物、建物の中にも貸付道路資産による建物、管理用の事務所等がありますので、事務所等の建物、それから、道路用の建物で、特にS A・P Aにおけるトイレとか換気所とか、排水ポンプ所というような建物がございます。

それから、「目」ですけれども、電気室、通信機械室用の建物、車庫と雑建物であります。社用資産とし、機構の社用資産ということですので、事務所が主だと思いますけれども、そういうものがあるということでございます。

それから、構築物ですが、貸付道路資産につきまして、まず道路施設ですけれども、土工がございます。土工の場合は、この委員会でもご議論いただきましたが、「節」で切土と盛土に分けてはいかかという案にしております。それから、のり面工、斜面安定工、排水工、擁壁工等々がございます。

それから、一番下にありますけれども、橋梁のうち、長大橋につきましては、耐用年数について、この委員会でもご議論いただきまして、耐用年数100年のものというものがございますので、まず耐用年数100年のものを計上するようにしております。

5ページですけれども、その後に、それ以外のものを橋梁・高架橋ということで書いて

おります。橋梁につきましては、現在の4公団での資産の科目につきましては、粗い、細かいというのがございますので、その部分につきましては、「節」の部分で整理させていただいております。それから遮音壁、樹木、非常用施設、その他の道路施設というのがまずいわゆる道路の本体と申しますか、道路施設として区分しております。

それから附属物としまして、防護柵、道路照明施設、道路標識、道路情報管理施設、防雪・防砂施設、駐車場施設、その他の附属物というものにしております。それから、社用資産ということがございます。

それから、機械装置ですが、大きくは道路情報管理施設というものと、電源設備というものかと思っております。それから、車両運搬具、これはほとんど自動車でございます。工具器具備品というものは、あまり細かいものはございませんので、「項」に計上するもので一つということにしております。

それから、あとは下のほうにいきまして、土地でございますけれども、これも貸付道路資産としては道路用地、車庫・倉庫の用地、事務所の用地、雑用地ということにしております。一般的に機構のほうはそういう形でございます。

8ページから鉄道事業でございますが、これは鉄道事業会計規則に準じてつくっておりますので、特に説明は省略させていただきたいと思っております。

それから、会社のほうでございますけれども、会社のほうは15ページでございます。会社には道路事業としましては、ほとんどの資産は機構のほうへということではありますが、幾つか会社のほうに残りますので、まずその資産につきまして計上するような形にしております。

建物につきましては、事務所用の建物として残っておりますのは、工事事務所等でございますので、これを計上することとしております。

それから、構築物の中では、料金徴収施設でございますが、近年、ETCの整備を進めておりますので、これを特出した形で「節」に項目を設けております。そのほかのいわゆるトールゲートの上屋とか、トールブースというものについては、その他ということにしております。機械装置も同様でございます。

車両運搬具も、ほとんどの車両は会社のほうへ承継するということで、自動車、特殊自動車、散水や除雪を行うものを計上することとしております。それから雑車両ということにしております。

それから、16ページにまいりますと、土地は先ほどの工事事務所、そのほかほとんど

借りているということではありますが、支社や管理局等もございますので、事務所用の土地とその他の土地にしております。細かくはそういう形で分けております。

それから、17ページでございますけれども、各事業の共用の固定資産というもので掲げておまして、建物につきましては、事務所用の建物、社宅、寮用の建物ということにしております。

簡単ですが、説明は以上でございます。現在、まだ各公団と調整は済んではおりません。したがって、本日のご意見も踏まえまして、再度調整をさせていただきたいと思っております。また、固定資産はこういう形でやっておりますが、そのほかにも流動資産等々、全体の勘定科目につきましては、次回までに取りまとめてご報告をさせていただきたいと思っております。以上です。

【黒川委員長】 ありがとうございます。

それでは、これから審議を始めたいと思います。とりあえずご説明の順番に沿いまして進めたいと思いますので、資料2-1の「SA/P Aの土地と建物の評価」の問題について、各委員のほうで何かご質問はございますでしょうか。

一応ワーキングのほうで検討したわけでございますけれども、そのときの根拠が参考資料1の議事メモでございますので、読み上げさせていただきます。「土地と建物は、民法その他の法律上、それぞれ別個の不動産として規定されているが、機能的にはこの両者が結合した状態を所与として土地・建物一体の価格が形成されている」というわけで、まずは時価と言うんでしょうか、公正な評価額を算定するに当たって、それぞれ別個に鑑定評価するのではなくて、まずは一体として評価をするのであろうかと。これがまず第1点目の選択肢なんです。

それから次に、もし仮に一体評価を前提としますと、その後で土地と建物に分けなくてはならなくなるというわけでありまして。そこで、その分け方についてどうするかということですが、それをそれぞれの価格比というか、価額比というか、ここは価格と呼んでいいか、価額と呼んでいいか問題ですが、そういう方法が一般的であると。

そこでどうするかですが、「道路休憩施設(SA/P A)においては、関係財団の建物評価との整合性を勘案し、一体の評価額を、積算価格算定に当たって個別に求めた土地価格と建物価格の比率で按分することとする」と。これは文章がかたいのですが、要するに、一体として鑑定評価した価格をどのように按分するかには当たっては、積算価格査定に当たってという、ここがポイントで、この積算価格というのは、どちらかというと、

今までどのぐらい金額がかかってきていたかというような価格を積算と、このように理解してよろしいのですか。あるいは、必ずしも実際に支出した額ではないかもしれないけれども、とにかく積み上げていった金額を積算価格と呼ぶと、このような理解でよろしいのでしょうか。ちょっとどなたか、この積算価格という意味を少し説明していただけますでしょうか。

【日本不動産研究所】 日本不動産研究所でございます。積算価格につきましては、土地と建物がありますが、土地については基本的に周辺の取引事例等をもとに算出しまして、それに建物の原価性を基礎とした価格をオンします。土地については積み上げた価格というのではないんですけれども、土地と建物を積み上げるという意味で、積算価格になるかと思えます。

土地については、素地価格から工事費等を乗せて土地価格を出すのではなく、周辺の取引事例から求めるという意味で、純粋な積み上げ価格というのは土地には当てはまらないんですけれども、全体としては積み上げ価格という意味でございます。

【黒川委員長】 建物のほうについては、積み上げ価格なんですね。それはどちらかというと、今までどのぐらいその建物を建てるのにかかったかというような系統の積み上げ価格という意味ですか。

【日本不動産研究所】 建物価格につきましては、まず実際にかかった費用と、類似の建物の周辺で建てるとすればいくらかかるかという、直接的な方法と類似の建物から類推する間接的な方法の、両方から原価性を重視して算出しております。

【黒川委員長】 そうすると、建物を建てるに当たって、土台その他いろいろと費用がかかりますよね。そういうものも勘案しながら積み上げていくという意味として考えてよろしいわけですか。

【日本不動産研究所】 さようでございます。

【黒川委員長】 土地のほうは造成費用がかかりますよね。その場合の積み上げというのはどういうことになりますか。再調達とか、周りの近隣の土地を考えてとおっしゃいましたけれども、そのときの意味は、造成にかかった費用を積み上げていったという意味ではない？

【日本不動産研究所】 土地については、もう既にでき上がっている状態で、そのまま取り引きされることを想定した価格になりますので、造成費も込みのでき上がりの値段ということでございます。

【黒川委員長】 わかりました。以上のようなことだということでございますけれども、何かその他にご質問はございますでしょうか。樫谷委員、どうぞ。

【樫谷委員】 確認なんですが、土地と土地を評価して価格を積み上げた価格の合計と、収益、キャッシュフローなどで鑑定した一体となることを前提に考えた評価額と比べて、当然ピタッと一致はしないわけですね。多かったり少なかったり、上に乖離するものとかかなり下に乖離するものがあるのではないかと思うんですけれども、そのときにこのような方法で分けたときには、特に矛盾が出るということはないですよ。つまり、建物の価格が相当高くなってしまったり、あるいはものすごく低くなってしまったり、そのような問題点というのは出るのでしょうか、出ないのでしょうか。

【黒川委員長】 これも鑑定評価の担当者に対する質問ということでよろしくお願ひします。

【日本不動産研究所】 おそらく建物の価格について一番ご疑問な点があろうかと思ひますけれども、かかったコストがそのままマーケットで通用する価格であれば、そのような疑問がいろいろ出てくるんでしょうけれども、基本的には市場で取り引きされる上下一体の値段というものをまず今回査定しますので、市場で流通する価格に見合った資本というのが投下されていれば、それに見合った（建物）価格がつくかもしれないんですが、場合によっては相当な高コストの資本を投下してつくったけれども、それでは全く取り引きがされないということであれば、取得価格をもとにした今のコスト（現在建物簿価）を大幅に割れるということはあるかと思ひますし、逆にその建物が収益に相当寄与しているということがあれば、コストを上回るような価格がつくということも場合によってはあるかと思ひます。

【黒川委員長】 どうぞ。

【樫谷委員】 開示できるのかどうかよくわからないんですが、総括的に見ると、そういう積み上げたものと一体でやったものの関係というのはどうなっているんですか。多いんですか、少ないんですか。どちらのほうが大きいんですか。

【黒川委員長】 日本不動産研究所のほうから。

【日本不動産研究所】 S A・P Aの施設は、一定の間隔で政策的に設置された施設でございますので、例えば交通量の少ないところでも従来は建ってきたわけですがけれども、そういう場合、交通量がなければ当然収益が合わない。そのような場合は原価割れというか、コストに見合った収益が得られていないというケースがあろうと思ひますけれども、

どちらかというと、そのケースのほうが多いのではないかと思います。

【樫谷委員】 資料2-1の2ページ目の3番で、「一方、財団の建物は、民営化後遅滞なく新会社に譲渡される」と書いてありますよね。譲渡価格の問題だと思うんです。譲渡価格のときに、例えば多分財団にも借入金があると思うんです。借入金が十分クリアできる、つまり借入金が残る価格なのか、あるいは借入金を払ってまだ相当余りがあるのか、余りがある場合はそれも問題になるのかわかりませんが、足りない、少なくとも借入金が残ったままになると思うんですが、その辺の整理は、これは鑑定の話じゃなくて政策の話なので、日本不動産研究所の方に聞くのは問題かもわかりませんが、事務局のほうかもわかりませんね。

【黒川委員長】 今の樫谷委員のご質問は、財団のほうの財務内容がどうなっているかということの確認からですね。現在のところ、財団のほうの財務内容はどのようになっていますでしょうか。

【吉田公団監理室長】 財団のほうも民営化の議論が始まったときに、みずからの建物の評価をやってございます。そのときの大まかな試算で言いますと、一定の資産に対して若干の正味財産が残るような積算価格であったかと承知しております。

現在、全体を土地建物一体評価してございますので、あわせてその土地部分の積算価格、建物部分の積算価格を今回の委員会の考え方に基きまして、今現在作業中ということでございます。

【樫谷委員】 基本的に借入金が残るような解決策にはならないということですか。それはまだわからないわけですか。借入金をして建物を建てていますよね。建物を安い値段で売っちゃいますと、借入金だけが残りますよね。そういうことが……。

【吉田公団監理室長】 そういうことにはならないと考えております。

【黒川委員長】 ほかに何か。横須賀先生、何かご異議というか。

【横須賀委員】 借入金が残るか残らないかという話は、評価の話とは別世界のものなんだよね。これを一緒にすると混乱しちゃうんですけども、ご質問の中で、積算価格と収益価格との違いがあるんだけど、そのときに建物と土地とのバランスが崩れて、建物だけがなくて土地が低くなるか、あるいはその逆が起きるとか、そういう矛盾は生じないのかというご質問のように感じるんだけど、収益価格が高いということは土地が高いということなんですよね。収益価格が高いということは、土地が一定であって建物だけがなくなるわけではないわけであって、土地と建物が一緒になって上がっていくわけで

す。積算価格を求める段階にあっても、土地に見合った建物の価格であるべきなんであって、土地に見合わない建物というものは通常あり得ないはずなんです。

このため、土地と建物との積算価格のバランスというものは、常に標準的なものだという前提の上に立ってものを考えても、何の差し支えもない。そうでなかったら、経済観念が全くない人が田んぼのど真ん中に御殿をつくるような形のものはありません。その土地に見合った建物があるべきなんだから、土地と建物とのバランスというのとはとれているはずなんですよ。

したがって、収益価格が上がるのが、下がろうが、積算価格より収益価格が高くなるのが、安くなるのが、それは土地・建物の標準的な積算価格によって、そのウエートによって収益価格を土地と建物に配分するということは、何ら合理性が欠けているとは思えない、当然だと思っております。

【黒川委員長】 今の横須賀先生のご説明に対してなのですが、あえて榎谷委員がご質問したところかと思えますけれども、先ほど、私が確認しました、按分のときに土地のほうには今の市場価格がかなり反映されているけれども、建物のほうはどちらかということ、原価というのでしょうか、もう既に何十年とたっておりますから、それを減価償却した後かもしれません。そういうような金額だということの一つ確認したわけです。

それからもう一つ、今、横須賀先生がおっしゃったように、本来ならば経済合理性からすれば、田んぼのど真ん中にそんなすばらしいものが建っているはずがないというわけですが、ほんとうにその前提どおりにS A・P Aが今まであったかどうかということについては、その前提を初めから置くのはちょっと気にかかるということもあるのです。

そういう2点で、土地・建物一体として、横須賀先生がそもそもおっしゃっていた収益還元的な評価をしましたが、その按分については、比例按分とはちょっとずれがあるだろうというふうに我々も考えているわけです。そのときに、こういう事後の売却に際して、経済的な意味として、何か不都合がありやなしかが心配だということで、榎谷先生もご質問されたと理解するわけです。

【横須賀委員】 そのご心配は当然かと思うんですけれども、積算価格を求めるときに、建物の物理的な価格だけを積み上げて求めるものではないんです。評価というのは、いわゆる物理的な計算をするんじゃなくて、経済的な評価をするわけだから、その土地に見合った建物として合理性がある建物なのかどうかという建物の経済的な評価をするわけだから、市場性のないものは市場で成立する価格に合わせて当然に評価されているべきなんです。

す。

そういった、いわゆる税法上の減価償却だけをやるんじゃなくて、そのほかの経済的な減価修正というものを加味した上で積算価格というものは求めているはずですから、そういった意味では、そんなに矛盾、建物価格だけが著しく高くて、土地との整合性が保てないというのは、物理的にはともかくも、経済的にはあり得ないということを申し上げているわけです。

【黒川委員長】 なるほど。樫谷委員、どうぞ。

【樫谷委員】 横須賀先生がおっしゃっているのは非常によくわかるんですが、黒川先生がおっしゃったように、要するにある意味では採算の合わないところを無理やり建てさせられたみたいなどころがあるのではないかという気はするんです。そうすると、そういうところについて、収益がトータルで低いことを承知でパブリックの性格を持っていますので、当然やらなきゃいけないということでおやりになったと思うんです。

非常に低い採算性を覚悟でやられたけれども、所定の積み上げで建物は建てなきゃいけないということが以前に起こっている可能性があったときに、投下資本の回収、つまり同じ会社が上下一体で持っているときにはいいんですけども、別々のところで持っているので、そういう意味で譲渡価格の適正性ということから見て、投下資本の回収ということを当然しないといけないわけですね。

そうすると、結果的にいった行為で、全体で見ると変わらないのかなという気はするんですけども、個々で見たときに、そういうことがひょっとしたら起こっているのかなと。そこで、もしそのために借入金の返済ができなくなるということがあったら困るかなということでご質問したんです。

【黒川委員長】 逆に言うと、今度建物を財団から買い取るというわけですから、公正な評価額からすると建物価格のほうが高過ぎることにならないか心配している。

しかし、現在非常に不採算のもので、あまりにも場違いな建物が建っている場合には、そういうような場違いな金額では評価していないのだということを横須賀先生はおっしゃっていて、だから、財団から事後において購入する場合であっても、常識的に考えて高い価格だというような金額にはならないはずだと、このようなことをおっしゃっている。このようなことでよろしいですか。

【横須賀委員】 結構でございます。

【黒川委員長】 梶川委員。

【梶川委員】 今までのお話で、評価については理解をさせていただいたと思うんですが、基本的に結果論的に再調達系の積算価格というか、取得価格系というか、そういったものと、今回の評価の結果としての建物価格との、私なんかも常識的に見ると、例えば一つは積算系の価格に対して収益還元系の価格の建物が高い場合、何となく評価に関する素人としては何か不思議さと言ってはおかしいんですが、理屈はわかるんですけども、どんな状況なのかなというのが知りたいということ。反対に、下回る場合も今の議論ではないんですけども、極めてある特殊な事情で過大投資が行われたんだろうということが事実の前提にある可能性が高いと。

そういった意味で、多分乖離の大きいものについて、何らかの情報としてお出しいただくということで、かつそれに個別的な事情というのはおありだと思いますので、それをどこの場にどうお出しいただくかは別なんですけれども、理解をしたいなという気はするんですけども、当然それなりに個別事情がおありなんじゃないかなと思うので、何も逐一全部ということではなくて、何らかの基準で、少し乖離率が大きいものについて教えていただけるとありがたいなという気はするんですけども。

【黒川委員長】 今のご意見を踏まえまして、長谷川委員と小澤委員は何かご意見ございますか。

【小澤委員】 今の評価とは直接関係ないような気もするんですが、S A・P Aの土地、施設の民営化後の維持については、新会社は何かオブリゲーションを負うんでしょうか。経営上、採算の合わないものはどんどん切り捨てていって、自由にS A・P Aは処分ができるという立場になるのか、あるいはパブリックサービスとしてあるレベルのものは維持しなきゃいけないという立場になるのか、その辺はどういうふうを考えておられるのか、お聞かせいただければと思うんですが。

【黒川委員長】 室長。

【吉田公団監理室長】 法律上のオブリゲーションというのはございません。

ただ今回、まず資産をどういう形で会社と機構に振り分けるかという承継の議論を4公団ともやっていますが、当然効率的な事業展開をする必要がございますけれども、基本的には利用者に対するサービスは、維持・向上させるといった観点から、例えば、今現在S A・P Aは、もうかるところ、もうからないところがあるわけですけども、一定間隔ごとに設置してございます。例えばもうからないところは新会社はやらないから、そういうところは引き取りませんよというようなことになりますと、利用者にご迷惑をかけること

になりますので、基本的にはもうかるところ、もうからないところを含めまして、利用者に対して一定のサービスを維持するということで、原則一体的に引き取っていただくといった考え方で、承継については整理させていただいてございます。

その後の法律上の義務づけということになりますと、そういったものはございません。ただ、高速道路事業を営む会社でございますので、当然民間会社となったといえども、効率的な事業展開はするでしょうけれども、例えばお客様に高速道路をご利用いただくためには、当然一定のサービス水準は維持されるものなのかなというふうに期待をしているところでございます。

【小澤委員】 わかりました。

【黒川委員長】 長谷川委員。

【長谷川委員】 今の小澤委員のご質問にも関連するんですけども、おそらくはSA・PAが提供するサービスというのは、例えば休憩だとかというのは基本だとは思われますけれども、プラスアルファいろいろあるかと思うんです。今、室長がおっしゃったように、各SA・PAが、言ってみればビジネスチャンスがあるにもかかわらず、これまで逃してきたところが非常に多いのではないかと。

その一つの例が、昨年夏の視察で、同じSA・PAにもかかわらず、上下線で全然収益が違うというところがありました。それを見ますと、例えば商品陳列のレイアウト自体がかなり違ったりというところがあるわけです。法的に義務づけるのではないけれども、そういったところによって、もしかすると利用者の動線が変わるか、あるいは一つ先のPAで休もうとか、一つ先まで行ってから買い物をしようとか、そういったことになっているんじゃないかと思えます。

そうなってくると、先ほどの榎谷委員のご質問にもかかわってくるんですけども、評価額が変わってくる可能性もあり得るし、逆に下がることもある。となると、これはまた後々には減損みたいな考え方も将来的には取り入れるのかなという気がするんですけども、いかがでしょうか。

【黒川委員長】 SA・PAについては、民間会社保有ですから、当然現在の企業会計基準にしたがい、減損会計の対象になる。しかし、今回一体となって評価するときには、公正な金額になっているはずですから、とりあえずは減損の対象になるはずがないであろう。もし仮にすぐに減損しなくてはならないというような事態であれば、我々が責任を負わなくてはいけないというのでしょうか、あるいは我々の方針どおりに鑑定評価がなされ

なかったということになるのだろうと思っています。

それでは、まず全体としては土地と建物を一体として公正に評価をする。それから、その後の按分につきましては、先ほどからご説明を受けているような積算価格比において按分しましょう。その詳細につきましては、我々としてもさっき梶川委員がおっしゃったように、一応責任がございまして、どのような具体的な鑑定額になったのかを、我々に示していただきたいということで、この問題はいかがでございましょうか。

ありがとうございます。それでは、まずSA・PAの土地と建物の評価については、このようなことで進めたいと思います。

では、2番目の「消費税等の扱い」でございすけれども、この問題については、通常の独立行政法人とは若干ずれるということなのですけれども、梶谷先生、独法の中心人物として、こういうようなことでよろしいかどうか、ちょっとご意見をお願いできますでしょうか。

【梶谷委員】 いわゆる独法の機構のほうですね。機構のほうはご説明のとおり、もともと本来の独法——何が本来の独法か今はわからなくなりましたけれども——独法というのは収入のほうで運営交付金ですから、消費税対象ではないわけですから、そういう意味では税込みの処理のほうが合理的だと。

ただし、この機構のほうは家賃、賃借料については消費税が課税されるということですから、むしろ税抜き処理のほうが合理的だということはよく理解できますので、この処理が合理的であると思います。民営化後の会社というのは、当然通常の会社ですから、当然税抜き処理というのも合理的だと思います。

【黒川委員長】 ありがとうございます。ほかに何かご意見ございますか。

では、今の梶谷委員のご意見どおりだということで、私どもも全員この案について異議はないということで、この案でいきたいと思います。消費税等の取り扱いにつきましては、機構と会社、すべて税抜き処理とさせていただきます。

では、3番目の固定資産の勘定科目についてですけれども、これは小澤委員、何かありますか。すぐでなくてもいいのですけれども、先ほどの石原専門官からの説明だと、もう少し詰めるのですか。

【石原企画専門官】 一度各公団にもご紹介をさせていただいていますが、まだ十分調整をし切っておりませんので、まだ時間をいただいて調整させていただきたいと思います。

【黒川委員長】 なるほど。きょうは大体大枠この程度でどうかというぐらいなんです

ね。

【石原企画専門官】 はい、そうです。

【黒川委員長】 何かご意見、もう少し細かくしろとか、このぐらいで十分だとか、あるいは少し細か過ぎるのではないかと、何かご意見ありますでしょうか。

これは、重要性の判断みたいなものもあるので、その勘定科目の金額が大体どの程度になるかということも、会計人としては少し気になるところではあるのです。

金額は大体どの辺が大きくなりそうなのですか。石原専門官のほうで、この辺は結構大きい金額ですとか、何かありますか。

【石原企画専門官】 機構のほうですけれども、やはり対象は道路資産ということになりますので、例えば4ページでありますと、大きな大宗を占める構造物としましては土工がございます。それから、トンネル、舗装、橋梁というところかと思っております。

附属物では、防護柵、ここにはガードレール等も入ります。それから、照明施設、道路情報管理施設といいますのは、例えば高速道路ですとVICSに情報を提供していますビーコンというものも入りますし、また大きな情報盤も入りますので、こういうところも大きくなるかと思っております。

それから、あとは6ページの土地は、当然道路用地が一番大きいものになります。そのほかはそれほどは思っておりません。機構はそんなところかなと思います。

それから鉄道は飛ばして会社でございますが、15ページでありますけれども、ここも大きく建物がございしますが、それよりも構築物のほうが大きいかと思っております。その中では、料金徴収施設の中で2つ分けましたのは、どちらかというところとETC施設のほうが額は大きくなるのではないかと思っております。整備したのも近年でございますし、そういうことを考えれば、その他よりもETC施設のほうが大きいものではないかと。特に機械装置のほうは、ETC施設のほうが大きいのではないかと思っております。

それから、車両等でございますが、かなりあるとは思いますが、構築物の今の料金徴収施設に比べれば少ないのかなと思っております。

それから16ページにありますのが、土地などにつきましては、ほとんど機構のほうに承継するような形にしておりますので、会社のほうに残るのは少ないのかなと思っております。

雑駁でございますが、以上でございます。

【黒川委員長】 わかりました。確認ですけれども、鉄道があるというのは、本四のと

ころとそのぐらいですか。

【石原企画専門官】 本四だけです。

【黒川委員長】 わかりました。まず機構のほうですけれども、道路と鉄道に分かれるわけですね。

【石原企画専門官】 はい。

【黒川委員長】 樫谷委員、どうぞ。

【樫谷委員】 資料2-3の2ページと3ページで、体系を見ていますと、2ページが機構で3ページが会社なんです、3ページの会社のほうは、まず目的別な分類があつて、ある程度形態別に分かれているわけですね。「目」はまた目的別になっているわけですが、機構のほうは、まず形態別があつて、それを貸付と社用という形で目的別に分けているということで、体系が、考え方が若干というか、ある意味では根本的に、見た目はあまり変わらないかも知れませんが、違うんです。

多分社用というのはほとんどないであろうと。むしろ機構のほうの鉄道事業は鉄道会計基準ということですから、鉄道会計基準は、どちらかという目的別になっているわけですよ。その辺との整合性というのは特にとれるんですか。そうすると、例えば有形固定資産の建物はあまりないかも知れませんが、有形固定資産の建物の中で、貸付道路資産と貸付鉄道資産と社用資産というふうに分類されると、こういうふうな理解でよろしいんですか。それとも、道路については有形、無形と分けるんだけど、鉄道については鉄道事業資産という形で分けたりするのか、その辺はどのようなお考えになっているんでしょうか。

【黒川委員長】 これは山下さんから。

【新日本監査法人(山下)】 鉄道につきましても、独立行政法人が所有しているということですから、独立行政法人の固定資産の区分といたしましては、いわゆる事業資産という、特殊法人等にもございますような考え方が持ち込めないということでもございますので、まずは建物をたてまして、その下で貸付と社用に分けるというようなイメージをさせていただいているところでございます。

【樫谷委員】 貸付道路資産と貸付鉄道資産というような感じで出てくる可能性があるということですか。

【新日本監査法人(山下)】 表示は貸付云々というところまでは出さないといまして、その下のところで、内訳として持っておくということになるかと思えます。

【榎谷委員】　　ということは、決算書上は「款」、「項」までだとしたら、建物、構築物までだと。道路と鉄道という意味では区分はしないということですか。

【新日本監査法人（山下）】　　道路と鉄道はそもそも法定勘定で分かれていますので。

【榎谷委員】　　ただ、トータルで出しますよね。いわゆる連結じゃなくて法人単位のは出さないんですって。

【新日本監査法人（山下）】　　法人単位の財務諸表は出します。

【榎谷委員】　　出しますよね。そこではどういう区分になるんですか。

【新日本監査法人（山下）】　　そこでは内訳として表示するかどうか、ちょっと検討したいと思います。

【榎谷委員】　　一種の附属明細書にはもう少し細かく出るわけですよね。

【新日本監査法人（山下）】　　さようでございます。

【黒川委員長】　　今のところに関連するのですが、2ページの「項」のところの貸付道路資産、社用資産には括弧がついています。もう一回確認したいのですが、どういう意味だとおっしゃったのですか。

【新日本監査法人（山下）】　　機構は独立行政法人でございますので、例えば道路事業ということで一くくりして、その内訳として建物、構築物というような出し方をすることが基本的にできないということになってございます。

そういうことがございますので、建物、構築物、機械装置というものをまず頭に掲げまして、その内訳として貸付道路資産、社用資産というものを出していくと。そういう分類にしてはどうかということでございます。

【黒川委員長】　　そうすると、この表は「項」の中にまた2つあるというように理解すればいいんですか。

【新日本監査法人（山下）】　　「項」の内訳といいますか、表示科目としては建物、構築物、機械装置と、車両運搬具、工具器具備品というところまでを、現状のところ想定してございます。

【黒川委員長】　　そうすると、この括弧の貸付道路資産、社用資産とそれぞれ括弧についているのは、これは……。

【新日本監査法人（山下）】　　その下の「目」のほうに下っていく上での分類といいますか、イメージを示していると。

【黒川委員長】　　そうすると、この括弧のところは「項」の段階では内訳は出ていなく

て、附属明細等で「目」などまで示すときには、トータルとして貸付道路資産はこうですよというふうに出るといようなイメージですか。

【新日本監査法人（山下）】 そうです。その下のところにも注をつけてございますけれども、括弧のところは貸借対照表には表示せずに、附属明細書等の下のところで分類していくと。そのイメージということで掲げてございます。

【黒川委員長】 貸借対照表にはどの辺まで出るのでですか。「目」まで出るのでですか。

【新日本監査法人（山下）】 「項」の建物の構築物、機械装置、車両運搬具と並んでいくこの列までを想定してございます。

【黒川委員長】 なるほど。そうすると、この2ページで見ると、例えば建物の附属明細で貸付道路資産、社用資産と表の中に書いてあって、それで、事務所等建物となっていて、貸付道路資産幾らと、こういうイメージでいけばいいんですか。

【新日本監査法人（山下）】 はい。この固定資産の勘定科目案が、そのまま附属明細表のフォームに落ちてくるわけではございませんので、イコールではございませんけれども、流れとしては先生のおっしゃるとおりでございます。

【黒川委員長】 ほかに何かご質問等ございますか。樫谷委員、どうぞ。

【樫谷委員】 道路事業と鉄道事業が、今は道路事業だけしか出てないのでね。ただ、あとの勘定科目案のほうは鉄道事業のやつは出ていますよね。

【新日本監査法人（山下）】 はい。

【樫谷委員】 この案は、鉄道事業と道路事業に大きく分けて、そして鉄道事業を形態別に分類していると。あるいは、鉄道事業についてはこういう形態別に分類するということで、ある意味では大きくは道路事業、鉄道事業と分けるということですね。

【新日本監査法人（山下）】 さようでございます。

【樫谷委員】 わかりました。

【黒川委員長】 何かほかにご質問はございますか。

あまり貸借対照表に細かいところまで示すと、今度は逆に見づらくなるので、附属明細にどこまで示すかということですが、一応、我々の検討会としては、現在既に公表されている情報というものが後退しないということは約束というか、公言しているわけですので、この案で現在得られるデータが今よりも後退することはない、それだけは今の段階で確認できますか。

【新日本監査法人（山下）】 ないと考えております。

【黒川委員長】　　そうですか、わかりました。少なくともですよ。少なくとも分類の仕方が変わるわけですが、長谷川委員、どうぞ。

【長谷川委員】　　会社のほうの貸借対照表の分類について、ちょっとお伺いしたいんですけれども、まず確認なんですけれども、損益計算書との絡みで考えた場合に、損益計算書の道路事業とほかの何々事業というのを分けてあったわけですね。そうしますと、これがまさしくセグメントごとの資産としてとらえられるので、どの事業にどれぐらいの資産を使っているのかというのはかなり明確になると思うんですけれども、この分類は、よく企業でも大変だと言われますので、この辺は確実に用途別に分類ができるのかということを確認させていただきたいんですけれども、いかがでしょうか。

【新日本監査法人(山下)】　　何々事業、固定資産というものも掲げるわけですが、勘定科目表のほうでいきますと、17ページに各事業共用固定資産というものも用意してございます。

各事業共用固定資産としましては、例えば建物として本社、支社局等の用に供する建物など、各事業に共通して役務の提供といいますか、役に立っている固定資産は、掲げてくることとなりますので、無理やり分けるというわけにもいかないものを、こちらの各事業共用にいたしまして、おのおのの事業に専用の固定資産につきましては、高速道路事業資産を筆頭に何々事業固定資産というところに入れていくというふうに考えております。

【長谷川委員】　　各事業共用固定資産といった場合に、これは高速道路事業固定資産と〇〇事業固定資産との共用ということもあり得るわけですね。

【新日本監査法人(山下)】　　さようでございます。まさにそういうイメージということもございますし、何々事業間のということもございます。本社、支社局などは、当然高速道路事業と何々事業の共用ということになってこようかと思っております。

【長谷川委員】　　もし、今、大ざっぱでいいんですけれども、3ページの事業別の固定資産の割合がわかれば、どれぐらいの感じになりそうだと予測されているのでしょうか。

【石原企画専門官】　　そこは今、まだ各公団積算中でございますので、明確なものはないんですけれども、一般的に例えば道路公団が民営化する3会社につきましては、全国的に700カ所等のSA・PAの箇所がございますので、それなりの額が出てくるのではないかなとは思っておりますが、一方で、他の3公団になりますと、SA・PAの箇所もかなり限られておりますので、全体的に見ればそういう何々事業固定資産というのはかなり少なくなるのではないかという感じで考えております。

【黒川委員長】 ありがとうございます。その他、何かご意見ございますか。

一つ、あまり関係ないのかもしれないのですが、現在各公団、特にJHが保有している建物とか、そういうものの売却を進めているということが報道されております。報道によりますと、この新しいスキームができるまでには売却をしたいということだそうですが、あと半年ぐらいしかない。

どの程度進んでいるかどうかはわからないのですが、もし仮に全部売却できなかった場合には、一応我々としてもこういう科目になるだろうぐらいは示唆しておいたほうがいいのかなという気もしないではないのです。万が一残ったとすれば、民営化後売却するということになると、固定資産売却ということになるのでしょうか。現時点で売却を進めるという意味決定がなされていると、売却目的の不動産ということになるのではないかと思うのですけれども。せっかく各委員お集まりですので、今の私の問題提起で何かご意見ございますでしょうか。

【樫谷委員】 あと半年ということなんですけれども、それはもう売れる状態にしてあるということなんですか。それともまだ使っているということなんですか。もし売れる状態にしてあるのであれば投資ということでしょうか。

【石原企画専門官】 両方あると思いますが、基本的には売れる状態にして、今回処分の対象というものについては、それなりの手続を踏んでいただくことにしております。

【樫谷委員】 それは、ここの案では共用資産として計上するという案でしょうか。

【黒川委員長】 きょうは出てないんですか。

【石原企画専門官】 はい。そうすると、固定資産じゃないということにもなりますし。

【黒川委員長】 投資不動産か、一応売却目的で……。

【樫谷委員】 投資不動産か、売却用で流動に入れるかですよね。

【黒川委員長】 そうですね。それは検討していただけますか。もし万が一のために、固定のところの共用ではないですよ。

【吉田公団監理室長】 今、不要資産という形で処分の促進をお願いしていますのは、民営化いたしますので、なるべくその収益を生まないような資産は民営化までに処分して身軽にしていこうということで、例えば代替地として取得したけれども、代替地として活用見込みがないものですとか、そういった類のもの。あと、宿舎についても空き家等々がございますので、引き続き宿舎として残すものもありますけれども、この際処分するといったようなものもございます。あと、保養所ですとか分室、これは原則的に処分するとい

うこととございます。

例えば代替地ですと、道路としては使わないということですので、高速道路事業資産にはおそらく入らないのかなと。引き続き必要なもの、当然宿舎ですとか庁舎というのは共用固定資産という形で位置づけられるのかなと思っていますけれども、例えば分室ですとか保養所は民営化までに売れないとしても、基本的には民営化後に売る前提の資産でございますので、そうすると事業共用固定資産にも入らないし、高速道路事業資産にも入らないということになります。ただ、事業共用固定資産とか、道路事業固定資産ということにはならないのかなという感じは持っております。

【黒川委員長】 わかりました。それでは、現在の報道で伝えられております売却目的の中身について、我々は実は具体的に知らないのですが、それなりに会計処理をしていたきたいということとございます。事務局のほうで検討していただけますでしょうか。

【小澤委員】 ちょっと一点、こっちに戻ってもいいですか。

【黒川委員長】 どうぞ。

【小澤委員】 4ページ、5ページの構築物の中の橋梁の「節」の部分で、上部工、床版工、下部工、基礎工と分けられていて、その後に括弧して鋼、鉄骨、鉄筋という言葉が見えるんですが、コンクリートはどこにもないので、コンクリートは一体どう取り扱われるのかというのがここからは見えなかったんですが、単に書いてないだけなのか。後ろのほうを見ると、鉄道の場合だとコンクリートと鉄と、「節」のレベルで分けて記述がされていたような気がいたしました。その辺ちょっと確認させていただければと思いますが、いかがですか。

【石原企画専門官】 ご指摘のとおりでございます。書いておりませんので、書くようにいたします。

【小澤委員】 単に抜けていたんですか。

【石原企画専門官】 抜けております。すいません。

【小澤委員】 わかりました。

【黒川委員長】 ありがとうございます。それでは、小澤委員にはさらによく見ていただいて、きちんとしていたと思います。

ほかに何かございますでしょうか。きょう、各公団の代表の方が出席されていると思いますが、事務局よりも現場の方々のほうがこういう項目があるということはよくご存じだと思いますので、ご協力していただきたくお願い申し上げます。

それでは、ただいまの審議を踏まえまして、取りまとめにつきましては、委員長の私にご一任いただきたいと思います。何かご意見ございますでしょうか。

きょうは時間がいつもより30分ぐらい早いのですが、これをもちまして本日の議事の進行は一通り終了いたしました。

それでは、議事の進行を事務局にお返しいたします。

【山本課長補佐】 黒川委員長、どうもありがとうございました。

それでは、次回の日程でございますが、本検討会終了後に調整させていただきたいと存じますので、ひとつよろしく願いいたします。

それでは、これにて本日は閉会することといたします。本日は熱心なご議論をいただきまして、まことにどうもありがとうございました。

— 了 —